平成２３年（フ）第６０３号
川崎市川崎区観音２丁目23番７―101号
破産者　星　　安夫
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７０１号
川崎市中原区小杉御殿町１丁目894番地３
破産者　三保谷典子
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２１７２号
名古屋市守山区瀬古東３丁目116番地　コーポ瀬尾107号
破産者　石埜　富夫
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１７３号
名古屋市守山区瀬古東３丁目116番地　コーポ瀬尾107号
破産者　石埜　康子
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１９１号
名古屋市中村区高道町５丁目１番27号
破産者　林　　平八
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２９１号
愛知県小牧市大字岩崎1194番地２　アットスペース103号
破産者　山内　一夫
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５４０１号
千葉県船橋市田喜野井６丁目26―12　メゾン高千穂205、開始決定時の住所大阪府摂津市新在家２丁目４番５―206号
破産者　ブロワーこと　宿利　健一(旧姓増崎)
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２１０号
大阪市旭区生江２丁目10番４号
破産者　中井　昌利
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０１０号
大阪府門真市石原町41番18号
破産者　楠本　一幸
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４１３号
大阪府箕面市箕面８丁目６番地43　箕面リビエール１―103、開始決定時の住所大阪府箕面市牧落１丁目13番４号
破産者　アンビゾーネこと　山元　俊治
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６５６号
奈良県生駒市東生駒１丁目77番地７　マティエール３Ａ、開始決定時の住所奈良県生駒市俵口町95番地８　セントポリアＡ―404
破産者　金本　節行
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２２２号
大阪府寝屋川市高宮あさひ丘29番16号
破産者　髙橋　　獎
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８０５号
大阪市平野区長吉川辺３丁目９番10―1008号、住民票上の住所大阪市平野区長吉長原４丁目11番33号
破産者　青砥　純次
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０２３号
大阪府吹田市末広町20番36号
破産者　原田　琇子
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２４９号
大阪府茨木市大住町15番24号
破産者　増井　康人
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５７５号
大阪市城東区今福東１丁目10番14―719号
破産者　旬味くまさんこと　川﨑　泰一
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６２３号
大阪府東大阪市玉串町西３―１　玉串西団地６号棟1101号室、住民票上の住所大阪府東大阪市御厨東２丁目10番３号
破産者　瀬川　　洋
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６２８号
奈良県生駒市俵口町1879番地51　ライオンズマンション704
破産者　高藤　正道
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６２９号
大阪市浪速区浪速東２丁目２番１―401号、前住所大阪市浪速区浪速東２丁目４番２―503号
破産者　愛菜屋こと司こと　山口　順司
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部